

市第 154 号議案

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
 例の一部改正

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
 を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
 例の一部を改正する条例

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和
 26年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

1 年額報酬

階 級	報 酬 の 額
団 長	年額 67,000円
副 団 長	年額 55,000円
分 団 長	年額 40,000円
副分団長	年額 36,000円
部 長	年額 31,000円
班 長	年額 28,000円
団 員	年額 27,000円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提 案 理 由

消防団員の年額報酬の額を改定するため、横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

別表（第 16 条 第 1 項）

1 年 額 報 酬

階 級	報 酬 の 額
団 長	年額 $\frac{67,000 \text{ 円}}{50,000 \text{ 円}}$
副 団 長	年額 $\frac{55,000 \text{ 円}}{41,000 \text{ 円}}$
分 団 長	年額 $\frac{40,000 \text{ 円}}{30,000 \text{ 円}}$
副分団長	年額 $\frac{36,000 \text{ 円}}{27,000 \text{ 円}}$
部 長	年額 $\frac{31,000 \text{ 円}}{23,000 \text{ 円}}$
班 長	年額 $\frac{28,000 \text{ 円}}{21,000 \text{ 円}}$
団 員	年額 $\frac{27,000 \text{ 円}}{20,000 \text{ 円}}$